

鹿児島県労働委員会年報

令和元年版



鹿児島県労働委員会

目 次

第1章 労働委員会による調整・審査	1
第1節 労働争議の調整	1
1 概 況	1
2 調整事件	3
3 労働争議の実情調査	4
4 争議行為予告通知	5
第2節 個別労働関係紛争のあっせん	8
1 概 況	8
2 個別労働関係紛争あっせん事件	10
(1) 平成31年(個)第1号事件	10
(2) 平成31年(個)第2号事件	10
(3) 平成31年(個)第3号事件	10
第3節 不当労働行為事件の審査	11
1 概 況	11
2 審査事件	13
(1) 令和元年(不)第1号事件	13
第4節 行政訴訟事件	14
第5節 再審査事件	14
第6節 資格審査	14
1 概 況	14
2 資格審査一覧表	14
3 資格審査取扱状況	15
第7節 認定告示	15
第2章 労働委員会活性化のための取組（令和元年度）	16
I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策	16
1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催	16
2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	17
3 委員による出前講座	19
II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	21
III 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策	22

第1章 労働委員会による調整・審査

第1節 労働争議の調整

1 概況

令和元年に取り扱った調整事件はなかった。

第1表 令和元年調整事件取扱一覧

該当なし

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	27年	28年	29年	30年	元年
あっせん		2	1	1	
調停					
仲裁					
計	0	2	1	1	0

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	27年	28年	29年	30年	元年
組合申請		2	1	1	
使用者申請					
双方申請					
計	0	2	1	1	0

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

調整事項		年	27年	28年	29年	30年	元年
組合承認・組合活動							
労働協約・効力・解釈履行							
賃金等	賃金増額						
	一時金						
	諸手当						
	退職一時金						
	その他						
計							
給与以外の労働条件							
経営人事	事業所廃止・事業縮小						
	配置転換						
	解雇						
	その他						
計							
団体交渉促進等				2	1	1	
その他							
合計			0	2	1	1	0

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種	建設業	製造業			情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	その他	計	
		食料品製造業	印刷・関連業	化学工業		その他	鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業										その他
27年																				0
28年														2						2
29年																	1			1
30年										1										1
元年																				0

第6表 調整の終結状況

年 調整 区分 終結 態様	27年			28年			29年			30年			元年			計
	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	
不開始 (規65-2)																
取下げ																
うちあっせん 員指名前																
解 決	案提示 解決															
	自主 解決						1									1
	計						1									1
打切り・調停不調				2						1						3
合計				2			1			1						4
翌年繰越																

第7表 調整の所要日数

区 分	27年	28年	29年	30年	元 年
平 均	—	33	197	97	—
最 長	—	43	197	97	—
最 短	—	22	197	97	—

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件
該当なし

2 労働争議の実情調査

労働委員会の調整機能を十分に発揮するためには、労働争議の実情を正確に把握し、調整開始の際に適切かつ迅速に対処できるようにすることが必要である。

このため、労働争議が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、争議の内容、会社の経営状況などについて実情を調査するものである。

令和元年中の実情調査件数は5件で、すべて公益事業の争議行為予告通知に伴うものであった。

第8表 令和元年実情調査一覧

番号	調査対象者	組合員数 従業員数	業種	調査事項	調査開始月日 調査終了月日	備考
1	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,780 ----- -	医療業	賃上げ及び一時 金等	2.25 ----- 3.28	争議行為予告
2	日本私鉄労働組合総連 合会	約1,060 ----- -	陸上旅客運送 業	賃金引き上げ要 求等	3.4 ----- 3.25	争議行為予告 (中労委受付 分春闘関係)
3	日本エアコミューター 乗員組合	約61 ----- -	航空・運輸業	乗員流出の防止 及び執務環境改 善に関する要求	8.21 ----- 12.20	争議行為予告
4	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,780 ----- -	医療業	年末一時金及び 手当改善の獲得 等	10.21 ----- 11.13	争議行為予告
5	日本エアコミューター 乗員組合	約63 ----- -	航空・運輸業	勤務環境の改善 に関する要求	11.11 ----- 11.20	争議行為予告

3 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知のうち、本県に係る通知は49件である(第9表)。このうち本県労委経由又は受付分は、4件である。

第9表 令和元年争議行為予告通知一覧

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
1	中労委	国鉄労働組合	東 京	2019年4月1日以降 の賃金引き上げ	2. 14	2. 27 以降	沖縄県を除く 全国
2	中労委	ANA乗員組合	東 京	人員配置に関する 要求等	2. 15	3. 17 以降	鹿児島県ほか 36都道府県
3	中労委	全日本建設交運一般 労働組合	東 京	賃金・労働条件の 改善	2. 19	3. 7 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
4	中労委	日本航空ユニオン	東 京	賃金・手当に関する 要求	2. 20	3. 5 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
5	鹿児島県労委	鹿児島県医療 労働組合連合会	鹿児島	賃上げ、労働条件 の改善等	2. 25	3. 12 以降	鹿児島県
6	中労委	全国電力関連産業 労働組合総連合	東 京	賃金・賞与等	2. 25	3. 8 以降	全 国
7	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオン が行う争議行為に 対抗	2. 25	3. 8 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
8	中労委	全日本港湾労働組合	東 京	賃金引き上げ	2. 25	3. 8 以降	鹿児島県ほか 25都道府県
9	中労委	エヌ・ティ・ティ 労働組合	東 京	賃金改善等	2. 26	3. 11 以降	全 国
10	中労委	全日本運輸産業 労働組合連合会	東 京	賃金引き上げ等	2. 27	3. 15 以降	全 国
11	中労委	全日本建設交運一般 労働組合全国鉄道本 部	東 京	賃金関係等	2. 27	3. 14 以降	沖縄県を除く 全国
12	中労委	全日本赤十字 労働組合連合会	東 京	勤務評定反対等	2. 28	3. 14 以降	鹿児島県ほか 28都道府県
13	中労委	全日本空輸乗員組合	東 京	春闘要求	3. 4	3. 17 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
14	中労委	日本私鉄労働組合 総連合会	東 京	賃金、臨時給、産 業別最賃引き上げ の要求等	3. 4	3. 15 以降	全 国
15	中労委	日本航空乗員組合	東 京	解雇問題等	3. 5	3. 20 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
16	中労委	日本航空キャビン クルーユニオン	東 京	被解雇者に関する 要求等	3. 5	3. 20 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
17	中労委	情報産業労働組合 連合会 KDD I 労働組合	東 京	賃金改善等	3. 7	3. 22 以降	鹿児島県ほか 39都道府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
18	中労委	日本航空(株)	東 京	解雇問題等	3. 8	3. 20 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
19	中労委	日本航空(株)	東 京	春闘要求等	3. 8	3. 20 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
20	中労委 (大阪府労委経由)	ジェイエア乗員組合	大 阪	賃金, 待遇・乗員 流出に関する要求 等	3. 8	3. 20 以降	鹿児島県ほか 19都道府県
21	中労委 (大阪府労委経由)	(株)ジェイエア	大 阪	賃金, 待遇・乗員 流出に関する要求 等	3. 8	3. 20 以降	鹿児島県ほか 19都道府県
22	中労委	全国港湾労働組合 連合会	東 京	事前協議制度等, 産別協定の遵守の 要求等	3. 11	3. 22 以降	鹿児島県ほか 38都道府県
23	中労委 (愛知県労委経由)	ANAウイングス 乗員組合	福 岡	安全運航に関する 要求等	4. 5	4. 17 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
24	中労委	日本航空ユニオン	東 京	夏期一時金	5. 24	6. 5 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
25	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオン が行う争議行為に 対抗	5. 24	6. 5 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
26	中労委	全日本運輸産業 労働組合連合会	東 京	一時金の要求貫徹 等	5. 27	6. 7 以降	鹿児島県ほか 42都道府県
27	中労委 (愛知県労委経由)	ANAウイングス 乗員組合	福 岡	安全運航に関する 要求等	5. 31	6. 11 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
28	中労委	日本航空乗員組合	東 京	解雇問題に関する 要求等	6. 5	6. 21 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
29	中労委	日本航空キャビン クルーユニオン	東 京	夏闘要求	6. 6	6. 21 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
30	中労委	日本航空(株)	東 京	組合が主張する解 雇問題に関する要 求等	6. 10	6. 21 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
31	中労委	日本航空(株)	東 京	組合が主張する夏 闘要求等	6. 10	6. 21 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
32	中労委 (大阪府労委経由)	ジェイエア乗員組合	大 阪	賃金, 待遇, 乗員 流出対策に関する 要求等	6. 12	6. 22 以降	鹿児島県ほか 19都道府県
33	中労委 (大阪府労委経由)	(株)ジェイエア	大 阪	組合が主張する賃 金, 待遇等, 乗員 流出対策に関する 要求等	6. 12	6. 22 以降	鹿児島県ほか 19都道府県
34	中労委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	夏季一時金	6. 12	6. 25 以降	鹿児島県ほか 2 県
35	中労委 (鹿児島県労委経由)	日本エアコミュニタ ー乗員組合	鹿児島	合意書履行	8. 21	9. 1 以降	鹿児島県ほか 6 府県
36	鹿児島県労委	鹿児島県医療 労働組合連合会	鹿児島	年末一時金, 労働 条件の改善等	10. 21	11. 7 以降	鹿児島県

番号	通知先	通知者		争議事項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名称	所在地			月日	場所
37	中労委	全日本赤十字労働組合連合会	東京	勤務評定違反等	10.25	11.7 以降	鹿児島県ほか 28都道府県
38	中労委	日本航空ユニオン	東京	一時金, 賃金・ 手当に関する要求 等	10.26	11.6 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
39	中労委	日本航空(株)	東京	日本航空ユニオ ンの主張する「20 19年年末要求」	10.28	11.8 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
40	中労委 (愛知県労委経由)	ANAウイングス乗 員組合	福岡	安全運航に関す る要求等	10.28	11.8 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
41	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東京	年末一時金等	10.31	11.15 以降	全国
42	中労委	全日本空輸乗員組合	東京	経営戦略・事業計 画に関する要求	11.1	11.16 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
43	中労委	全日本空輸乗員組合	東京	勤務に関する要求	11.1	11.16 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
44	中労委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福岡	労働時間の短縮等	11.6	11.19 以降	鹿児島県ほか 2県
45	中労委	日本航空キャビンク ルーユニオン	東京	2019年年末要求	11.6	11.22 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
46	中労委	日本航空(株)	東京	日本航空キャビン クルーユニオン が主張する2019年 年末要求に関する 件	11.8	11.22 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
47	中労委 (鹿児島県労委経由)	日本エアコミュニタ ー乗員組合	鹿児島	年末闘争	11.11	11.22 以降	鹿児島県ほか 6都道府県
48	中労委	日本私鉄労働組合総 連合会	東京	2019年秋季年末闘 争	11.12	11.23 以降 12.31 まで	鹿児島県ほか 46都道府県
49	中労委	全日本国立医療労働 組合	東京	2019年賃金・労働 条件改善要求	11.19	12.2 以降	鹿児島県ほか 46都道府県

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの令和元年の新規申請は3件で、すべて労働者からの申請である(第1表)。
- (2) あっせん事項は、経営・人事に関するもの3件、賃金等に関するもの1件、職場の人間関係に関するもの1件である(第2表)。
- (3) 業種別では、卸売業・小売業1件、教育・学習支援業1件、公務1件である(第3表)。
- (4) 終結状況は、すべて打切りである(第4表)。

第1表 あっせん開始事由別件数（新規申請分）

区分 \ 年	27年	28年	29年	30年	元年
労働者申請	7	3	3	9	3
使用者申請					
双方申請					
計	7	3	3	9	3

第2表 あっせん事項別件数（新規申請分）

内容 \ 年		27年	28年	29年	30年	元年
経営・人事	解雇	4	1	2	2	2
	配置転換, 出向・転籍	1			3	
	懲戒処分	1		2	1	
	退職		1		2	1
	その他	2			2	
	計	8	2	4	10	3
賃金等	賃金未払い	1	1		3	1
	賃金減額					
	一時金					
	退職一時金					
	解雇手当					
	その他	3				
計	4	1	0	3	1	
労働条件等		2			3	
職場の人間関係		1	1	1	3	1
その他					1	
合計		15	4	5	20	5

(注) 申請のあった事項のすべてについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業	水道業 電気・ガス・熱供給・	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 学術研究・専門・	宿泊業・飲食 サービス業	生活関連サービス 業・娯楽業	分類されないもの （他に）	公務	計
	27年		1		1		1			1			2			1
28年	1					1			1							3
29年		1							1		1					3
30年			1				1		2				3		2	9
元年						1				1					1	3

第4表 あっせんの終結状況

終結態様		年	27年	28年	29年	30年	元年
不開始							
取下げ (解決を除く)				1 (1)	1		
うちあっせん 員指名前				(1)			
解決	案提示解決		2	2	2	3	
	自主解決					1	
	計		2	2	2	4	
打切り			4			5	3
合計			6	3 (1)	3	9	3
翌年繰越			1	0	0	0	0

(注) ()は前年からの繰越で外書き。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名 (通番)	職 区分	業 種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
					申請日	終結日	
平成31年(個)第1号(81)	労	卸売業・小売業	有期雇用の雇止めに対し、正社員としての再雇用等を求める	有期雇用の雇止めをされたが、有期雇用期間終了後に、正社員として雇用するとの契約があったとして、正社員としての再雇用を求めあっせん申請がなされた。 あっせんを行ったが、当事者双方の主張の隔たりは大きく、これ以上あっせんに継続しても紛争を解決することは困難と判断し、事件は打ち切りにより終結した。	申請日	H31. 1. 17	(公)平田 (労)下町 (使)吉富
					終結日	H31. 2. 19	
					所要日数	34	
					あっせん回数	1	
					終結区分	打ち切り	
平成31年(個)第2号(82)	労	教育・学習支援業	パワハラと認められなかった理由及び無期転換制度の説明と、病気療養中の欠勤(減額)分の賃金及び治療費等の補償を求め	パワハラと認められなかった理由及び無期転換制度の説明と、病気療養中の欠勤(減額)分の賃金及び治療費等の補償を求めてあっせん申請がなされた。 あっせんは2回実施されたが、当事者双方の主張の隔たりは大きく、これ以上あっせんに継続しても紛争を解決することは困難と判断し、事件は打ち切りにより終結した。	申請日	H31. 2. 28	(公)田中 (労)日高 (使)米盛
					終結日	H31. 4. 25	
					所要日数	57	
					あっせん回数	2	
					終結区分	打ち切り	
平成31年(個)第3号(83)	労	公務	雇止めの撤回及び撤回できない場合は相応の解決金の支払いを求める	雇止めの撤回及び撤回できない場合は相応の解決金の支払いを求めてあっせん申請がなされた。 被申請者から、あっせんに応じられないとの文書による意思表示がなされ、あっせん員協議の結果、事件は打ち切りにより終結した。	申請日	H31. 3. 18	(公)宮廻 (労)村屋 (使)柳田
					終結日	H31. 3. 28	
					所要日数	11	
					あっせん回数	0	
					終結区分	打ち切り	

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取下げは除く。)

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

令和元年の不当労働行為の救済申立ては1件であった。

第1表 事件取扱状況

(件数)

区分 年次	係 属 件 数			取 下 げ			命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組 合 都 合	無 関 与 和 解	関 与 和 解	救 済	棄 却	却 下	
27年	1	0	1			1				0
28年	0	0	0							0
29年	0	0	0							0
30年	0	0	0							0
元 年	0	1	1							1

第2表 救済内容別申立件数

区分 年次	労 組 法 第 7 条									計
	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
27年										0
28年										0
29年										0
30年										0
元 年				1						1

- (注) 1号 …… 不利益取扱
 2号 …… 団体交渉の拒否
 3号 …… 支配介入
 4号 …… 1号から3号までの旨を申し立てことに対する不利益取扱

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	鹿 児 島 県				全 国
	申立件数	申 立 人 別			申立件数
		組 合	個 人	組合・個人	
27年	0				347
28年	0				303
29年	0				300
30年	0				298
元 年	1	1			245

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
27年			0
28年			0
29年			0
30年			0
元 年		1	1

第5表 業種別申立件数

業種 年	建設業	製 造 業				情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計	
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業	その他		鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	その他										
27年																					0
28年																					0
29年																					0
30年																					0
元 年																					1

第6表 平均処理日数

年次	区分	総平均	命令・決定	取下・和解
27年		313	—	313
28年				—
29年				—
30年				—
元年				—

※ 労働組合法第27条の18の規定に基づき、「審査の期間の目標は、1年」としている。
(平成24年7月改定)

2 審査事件

(1) 令和元年（不）第1号事件

申立年月日	令和元年8月2日		
申立人	X組合		
被申立人	Y（運輸業、郵便業）		
申立条項	労働組合法第7条 第1号及び第2号		
救済を求める事項	組合員に対する不利益取扱いを止めること。 団体交渉に速やかに応じること。		
担当委員	審査委員長 采女委員，審査委員 新納委員 参与委員(労働者側) 下町委員，村屋委員 同 (使用者側) 久永委員，濱上委員		
審査状況	調査2回，審問0回		
終結日	係属中	終結区分(処理日数)	—

第4節 行政訴訟事件

令和元年は、係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

令和元年は、係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概況

- (1) 令和元年は、前年からの繰越はなく、新規の組合資格審査申請が1件であった。
- (2) 申請理由別にみると、不当労働行為救済申立関係であった。
- (3) 処理状況については、翌年へ繰り越した。

2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
元年1	X組合	9	不当労働行為救済申立	R元. 8. 2		翌年へ繰越

3 資格審査取扱状況

区分 年次	取扱 件 数	申請理由別(新規)				終 結 態 様 別				
		法 人 登 記	救 済 申 立	労 働 者 供 給 事 業	許 可 申 請	労 働 者 委 員 推 薦	適 法 決 定	不 適 法 決 定	取 下 げ	打 切 り
27	1								1	
28	4				4	4				
29	2				2	2				
30	2				2	2				
元年	1		1							1

第7節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示については、令和元年は、申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組（平成31年度・令和元年度）

平成21年11月に全国労働委員会連絡協議会に設置された「労働委員会活性化のための検討委員会」において、平成22年から24年に第1次から第3次の報告書が出されたことを受け、本県労働委員会では、委員による「労使間のトラブルに関する相談会」（定期・周知月間等）や「出前講座」などを開催するとともに、労働委員会制度の周知広報、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修等にも取り組んでいる。

また、迅速・的確な審査手続を行うため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、迅速な解決に努めている。

平成31年度及び令和元年度における主な取組は、以下のとおりである。

I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

(1) 定期相談会

毎月第4火曜日（原則）の午後2時30分から5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。（継続）

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
4月23日(火)	0件(0)	8月27日(火)	1件(1)	12月24日(火)	0件(0)
5月28日(火)	1件(0)	9月24日(火)	4件(1)	1月28日(火)	3件(0)
6月25日(火)	1件(0)	10月23日(水)	6件(0)	2月25日(火)	2件(1)
7月23日(火)	2件(0)	11月26日(火)	1件(1)	3月24日(火)	2件(0)
				合 計	23件(4)

※（ ）書きは電話相談で内書き。

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)における相談会

定期相談会（10月23日）のほか、休日相談会と出張合同相談会を開催した。（継続）

なお、出張合同相談会(10月15日)は、労働局、県社会保険労務士会、県雇用労政課と合同で出水市で開催した。

日 時	場 所	相談件数
10月15日(火) 10:30~15:30	出水市役所	2件
23日(水) 14:30~17:00	県庁労働委員会	※定期相談会参照
27日(日) 10:00~16:00	鹿児島市勤労者交流センター	2件

(3) 周知月間以外の休日相談会

鹿児島市勤労者交流センター（キャンセル）において休日相談会を開催した。（継続）

日時：9月1日(日) 10:00~16:00 相談件数： 3件

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・令和元年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	6	9	9	11	10	9	9	7	6	13	4	16	109
委員相談会 (うち電話相談)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	4 (1)	6 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (0)	2 (1)	2 (0)	23 (4)
計	6	10	10	13	11	13	15	8	6	16	6	18	132

・相談内容別件数 (令和2年3月31日現在)

相談内容	年度						計
	27	28	29	30	元		
経営又は人事	96	67	58	64	38		323
賃金等	44	36	31	26	23		160
労働条件等	15	28	20	15	26		104
職場の人間関係	38	37	41	21	38		175
その他	13	11	5	6	7		42
合計	206	179	155	132	132		804
うち委員による相談会	45	45	37	41	23		191

※ 相談内容は主なもので計上

※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経営又は人事	解雇，配置転換・出向・転籍，復職，懲戒処分，退職，勤務延長・再雇用，その他経営又は人事
賃金等	賃金未払，賃金増額，賃金減額，一時金，退職一時金，解雇手当，休業手当，諸手当，その他賃金，年金
労働条件等	労働契約，労働時間，休日・休暇，年次有給休暇，育児休業・介護休業，時間外労働，安全・衛生，福利厚生制度，社会保険，労働保険，その他の労働条件等
職場の人間関係	セクハラ，パワハラ・嫌がらせ
その他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを関係機関・労使団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

また，労使団体等の会員への相談会チラシ配布や，大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

◇ 個別あっせん制度PRポスター



◇ 個別あっせん制度PRカード

(表面)



(裏面)



【ホームページ及び携帯電話サイト】

- (3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実
ホームページ及び携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。(継続)
なお、携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報の充実を図った。(継続)
- (4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会掲載
鹿児島労働局、鹿児島産業保健総合支援センター、連合鹿児島、法テラス鹿児島及び市町のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会開催情報が掲載された。(継続)

【マスコミ】

- (5) 定期相談会、出張相談会、周知月間中の相談会については、テレビ局・ラジオ局・新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。(継続)

【県広報媒体】

- (6) 県広報媒体による広報
個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。元年6月には委員が、ラジオの対談番組において、個別紛争あっせん制度を紹介した。(継続)
県広報公式ツイッターとフェイスブックに定期相談会等の情報を掲載した。(継続)

【関係機関等】

- (7) 労使団体・関係機関等との連携
関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼するとともに、労働局やハローワーク、労使団体等に労使紛争に関する相談の当労委への紹介を依

頼した。県弁護士会に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、会員に対する労働委員会制度等の周知及び相談者への当労委の紹介を依頼した。(継続)

また、出張合同相談会(10月15日)の開催に際しては、出水市及び周辺の市町に広報を依頼するとともに、労働局、社会保険労務士会、県雇用労政課と連携して合同で相談に対応した。(継続)

(8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンにより市町村広報誌掲載用の原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に労働委員会制度の概要や相談会の掲載を依頼した。(継続)

【その他】

(9) 地域情報誌・求人情報誌への掲載

地域情報誌や求人情報誌に、個別労働関係紛争のあっせん制度や相談会情報を掲載した。(継続)

3 委員による出前講座

労使紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図るため、労働者委員や使用者委員が労使団体の会合等の場で、公益委員が高校・大学において、労働委員会制度等についてPRを行った。(継続)

	実施日及び時間	場 所	団体名・対象者	参加者数	講師名
公益委員	令和元年10月29日(火) 10:30~11:50	鹿児島大学	法文学部	197人	采女 博文 委員
	令和2年1月31日(金) 10:00~10:50	鹿児島女子高等学校	3年生	269人	田中佐和子代理
	2月6日(木) 8:55~9:45	徳之島高等学校	3年生	109人	平田 浩和 委員
	2月17日(月) 9:50~10:40	曾於高等学校	3年生	150人	宮廻 甫允 会長
労働者委員	令和2年1月18日(土) 14:30~15:00	NCサンプラザ	U Aゼンセン鹿児島支部運営評議会	22人	日高 実禎 委員
	2月8日(土) 13:40~14:10	NCサンプラザ	連合鹿児島青年委員会政治政策学習会	98人	日高 実禎 委員
使用者委員	令和2年1月30日(木) 16:20~16:40	鹿児島サンロイヤルホテル	県中小企業団体中央会組合自治監査講習会	32人	柳田 由美 委員
	2月4日(火) 13:30~14:00	ホテル・レクストン鹿児島	県経営者協会企業管理委員会	50人	米盛庄一郎委員
	3月17日(火) 17:00~17:30	始良市商工会館	始良市商工会理事会	26人	久永 修平 委員

(1) 公益委員による出前講座



鹿児島大学(R1. 10. 29)



鹿児島女子高等学校(R2. 1. 31)



徳之島高等学校(R2. 2. 6)



曽於高等学校(R2. 2. 17)

(2) 労働者委員による出前講座



U Aゼンセン鹿児島支部
(R2. 1. 18)



連合鹿児島青年委員会
(R2. 2. 8)

(3) 使用者委員による出前講座



県中小企業団体中央会
(R2. 1. 30)



県経営者協会
(R2. 2. 4)



始良市商工会
(R2. 3. 17)

Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

毎月第2火曜日に開催している労働問題研究会（外部講師等による研修）については、委員が出席する会議における議題の事前検討に加え、当労委の采女公益委員による民法改正に関する講義や鹿児島労働局との意見交換会、事例研修などを行った。

特に、福岡県労働委員会会長の山下昇教授を講師として招いた特別講演会は、労働関係機関・団体にも参加を呼びかけ、多数の参加があった。

また、あっせん事件終結時には、総会において担当あっせん員による所感発表及び全委員による意見交換を行い、情報の共有を図った。

さらに、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加したほか、事務局職員を全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（JIRRA）、労働契約等解説セミナー（厚生労働省）等に参加させ、資質の向上に努めた。

このほか、事務局職員については、「個別労働関係紛争等に係る勉強会」を実施し、個別労働紛争解決に必要な資質の維持向上に努めた。

○ 労働問題研究会の実施状況

開催年月日	講 師	内 容
平成31年 4月9日	事務局職員	・九州労働委員会会長会議 議題検討
令和元年 5月14日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題検討 ・全国労働委員会会長連絡会議 議題検討
6月11日	鹿児島県労働委員会 公益委員 采女博文	・民法改正について
7月9日	鹿児島県労働委員会 公益委員 采女博文	・民法改正について
8月6日	事務局職員	・「働き方改革関連法案」について
9月10日	事務局職員	・九州労働委員会公益委員連絡会議 議題検討
10月8日	事務局職員	・全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討
11月12日	鹿児島県労働委員会 公益委員 采女博文	・民法改正について
令和2年 1月14日	福岡県労働委員会 会長 山下昇	・最近の労働法改正と裁判例の動向 ～不合理な待遇の禁止と割増賃金をめぐる裁判例、調停の対象の拡大～
2月12日	鹿児島労働局職員	・鹿児島労働局との意見交換



労働問題研究会特別講演会(R2. 1. 14)

○ 「個別労働関係紛争等に係る勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
5月31日	兼職の発覚を理由とする懲戒解雇について	7月31日	労働時間と休暇
6月27日	雇用における男女平等		

Ⅲ 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策

1 不当労働行為審査事件に係る審査期間の目標

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については、平成24年6月12日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1年6月を1年（団交拒否のみの事案については10月）に改め、平成24年7月1日から適用している。

2 不当労働行為の審査の実施状況及び目標の達成状況

令和元年度に新規申立て1件あり、現在係属中である。